

# 再審・えん罪事件全国連絡会ニュース

2021年7月15日 第104号

連絡先

〒113-8463 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター5階 日本国民救援会中央本部内  
電話:03-5842-5842 FAX:03-5842-5840 WEBサイト:[www.saishin-enzai.net](http://www.saishin-enzai.net)

## 目次

● 静岡・袴田事件 独自のみそ漬け実験報告書を提出	p1
● 再審開始もとめ、高裁と高検に要請 (袴田巖さんの再審無罪を求める実行委員会)	p2
● 兵庫・えん罪・花田郵便局事件 ジュリアスさんの再審請求を棄却	p3
● 鹿児島・大崎事件 「被害者」の死因は事故死 救急医が証言	p4
● 大阪・東住吉冤罪事件・国賠裁判 取調べの実態を暴露	p4
● 東住吉冤罪事件・ホンダ損害賠償訴訟 最高裁が上告を棄却	p5
● 再審準備中事件オンライン交流会 加盟12事件51人が参加	p6
● 再審法改正をめざす市民の会 結成2周年オンライン集会	p9
● 資料 姫路・花田郵便局事件 大阪高裁決定に対する抗議	p11

## 静岡・袴田事件

# 独自のみそ漬け実験報告書を提出

## 第2回三者協議で弁護団

静岡・袴田事件で、6月21日、東京高裁で2回目の三者協議がおこなわれました。

審理は、事件の1年2か月後にみそタンクから見つかった犯行着衣とされる5点の衣類について、衣類に付いた血痕が、1年2か月もみそに漬けて込まれても赤みが残る可能性があるかどうか争点の一つとして争われています。弁護団は、血液を付着させた布をみそに漬けて込んで色の変化を見る独自の実験の報告書を提出しました。また、事件直後、みそタンクを捜索した元捜査官を証人採用するよう申請しました。

弁護側が提出したみそ漬け血液実験報告は、様々な条件で衣類のみそ漬けをしたもので、これまで、実験で使用したみそが濃いのではと指摘されていたため、数種類の白みそを使って実験をしました。付着させる血液も医療機関の関係者にその場で採取してもらって付着させました。その結果、白いみそであっても、4週間で赤みが消えて黒くなることが判明。5点の衣類がみそに漬かったのは短時間であったことが明らかになったと弁護団は主張しました。一方、検察側は、血液が黒くなるのはメイラード反応によるものだとする弁護団の花田意見書に対する反論意見書を7月中に提出するとしています。具体的な進捗状況については明らかにされませんでした。



裁判所へ向かう弁護団と秀子さん

## 再審開始もともめ、高裁と高検に要請（袴田巖さんの再審無罪を求める実行委員会）

三者協議同日、袴田巖さんの再審無罪を求める実行委員会は、東京高裁前で宣伝行動をおこない、東京高裁と高検にそれぞれ要請しました。高裁には14人で要請をおこない、検察への証拠開示を促すよう指揮を執り、再審開始を維持するよう訴えました。この日、日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会から多数の参加がありました。



要請に向かう実行委員会のメンバー

高裁への要請で再審・えん罪事件全国連絡会の吉田進悟事務局次長は、今年の5・20いっせい宣伝行動での各地の反応の一部を紹介。袴田さんの顔を大写しにしたビラを配ったことから、各地で袴田事件についての反響が大きかったと紹介し、その事例を紹介しました(下表)。そのうえで、「市民は、裁判所が過去の判断の誤りを認め、圧力に屈せず捜査機関の証拠捏造を指摘した姿勢を支持している」と述べて、再審開始を認めるよう要請しました。

### 5・20いっせい宣伝 袴田事件に対する反応

- **秋田 5月13日 秋田駅前**  
袴田さんのビラを見た人が、「この人知ってます。無実の罪でお姉さんと頑張っている方ですよ」とビラに見入っていました。
- **宮城 5月20日 一番町フォーラス前**  
コロナを心配されてか、ビラを受け取らない方も多かったですが、ポスターや袴田さんの写真の表紙に目をとめて、自分から手を伸ばして受け取ってくれる方も結構いました。
- **福島 5月20日 郡山駅前**  
「袴田さんはテレビで見たことがある」と話しかけてくる人がいました。
- **和歌山 6月17日 JR和歌山駅前海南駅前**  
「袴田事件を知っている」と数人から声がかかった。通行人から激励を受けた。
- **大阪 5月25日 地下鉄・九条駅前**  
ビラの袴田さんを見て「この人良かったなあ」と言われたので、「まだ死刑囚のままですよ」と言うと、「ウソー」とびっくりされた。
- **大阪 6月18日 塚本駅前**  
袴田事件では未だに再審の抗告審なのかと驚きの声が寄せられた。
- **大阪 6月25日 吹田駅前**  
通行人のなかには「袴田事件はまだ終わってないんですか」と質問する人がいて、こちらが終わっていないと告げると「頑張らんとあかんすな」などの対話もありました。
- **愛知 5月22日 フィール津島店前**  
ある母子の二人連れに話しかけると、母親が「袴田さんのことはニュースで何度も見ているので、よく知っている」と言い、子供に向かって「こんな人も世の中にはいるんだよ」と話しかけていた。
- **奈良 6月17日 JR奈良駅前**  
足を止めて話をしてくれる方が数名。「名張事件は昔、聞いたことあるなあ。巻き込まれた人は大変やったやろうな」と会話が進み、「袴田事件も聞いたことあるわ」といった様子で話。忙しいからと一度は通り過ぎた女子学生が興味があるから、と戻ってきて、話。高3男子は、以前、名張事件のテレビ報道をみて、それから興味を持っている、と話しかけてくれたり。いずれの方も署名に協力してくれた。

## 兵庫・えん罪・花田郵便局事件

# 事実を吟味せず

## ジュリアスさんの再審請求を棄却

2001年6月に、姫路花田郵便局に二人組で強盗に入って大金を奪って逃げた犯人の一人とされ懲役6年の有罪判決を受けたナイジェリア国籍のジュリアス(仮名)さんが求めていた再審請求の決定が6月30日、大阪高等裁判所第6刑事部(村山浩昭裁判長)で行われました。

決定は「即時抗告を棄却する」という不当なもので、この日早くから駆けつけた「ジュリアスさんを守る会」、兵庫、大阪、滋賀各府県の救援会や支援者などから、「ひどい」の声が出ました。

担当の池田崇志弁護士は支援者を前に決定の内容について「犯人がかぶっていた目出し帽にジュリア

スさんのDNAがなかったことは認めていながら、『そのことが直ちに申立人の実行犯人性を否定する根拠とならない』。真犯人が車や現金を隠した倉庫の鍵がかけられていなくて、ジュリアスさん以外でも自由に使えることを証言したN証人(事件発生時には警察の言うがままに証言)の証言については、『本件発生からは実に18年、陳述書作成からでも6年という歳月が経過した後になってから突如、思い出したことになり信用できない、またN証人が申立人やその家族に恨まれたくないとの思いから、証言を翻した』など、思い込みと事実関係を十分に吟味しない棄却決定であり、特別抗告する」と決意を語りました。

ジュリアスさんを守る会の里見繁代表世話人(関西大学教授)は「冤罪を作る捜査機関とそれを見抜けない裁判所。ジュリアスさんと家族を冤罪から救い出し、この国で安心して暮らせる日まで、たたかいは終わりません」と述べました。

ジュリアスさんは「決定はすごくひどい。許すことが出来ない。私はあきらめない。最後までたたかうので、皆さんよろしく」と決意を語りました。

今後、万一最高裁で特別抗告も棄却されれば、ジュリアスさんは退去強制令で送還される可能性があり、そうすると未成年を含む家族と引き離されてしまいます。こんなことは人道的に許されるものではありません。さらに、国際人権条約にある家族の分離禁止原則にも反するものです。

「ジュリアスさんを守る会」では、再審開始をめざすと共に、法務大臣に在留特別許可を求める運動を強める方針です。(ジュリアスさんを守る会事務局長・立垣初男)



不当決定に対して抗議する支援者  
(写真=国民救援会兵庫県本部)

※巻末に声明を掲載しています

### ●激励先

〒650-0022 神戸市中央区元町通 6-6-12 国民救援会兵庫県本部 FAX078-371-7376

## 鹿児島・大崎事件

# 「被害者」の死因は事故死

## 弁護側証人の救急医が証言

鹿児島・大崎事件の第四次再審請求審で、弁護、検察側双方による証人尋問が6月9～10日に鹿児島地裁でおこなわれました。弁護側証人の埼玉医科大高度救命救急センター長の澤野誠医師が、再現実験によって被害者が死に至るまでの経過や死亡時期が判明したとして、被害者は窒息死ではなく側溝転落による事故死だったと述べました。

確定判決では、「被害者」とされた男性(原口アヤ子さんの義弟)は、酒に酔って自宅から1.5キロの側溝に転落。隣人2人が軽トラックで連れ帰って自宅に置き、その後、アヤ子さんが夫らと共に謀して殺害し、遺体を牛小屋に埋めたとされています。

澤野医師の鑑定によれば、被害者が側溝に落ちた際に首の骨を支える靭帯を損傷したが、事情を知らない隣人2人が、首を保護せずに軽トラックの荷台に放り込んだため、損傷が一気に悪化し、数分以内に呼吸停止に至った可能性が高いとしています。

弁護団は、確定判決で原口さんらが殺害したとされる時間よりも前に、「被害者」は事故死していたと主張しており、今回の尋問によってそのことが証明されました。

今後の審理の日程は、8月20日までに弁護団が法医学鑑定に関する補充意見書を提出し、これに対して検察が意見書を出し、9月9日に次回の三者協議が開かれる予定です。

地元の再審を勝ちとる会と国民救援会は、三者協議に合わせて宣伝と裁判所要請を行っており、10月には現地調査をおこなう予定です。

## 大阪・東住吉冤罪事件・国賠裁判

# 取調べの実態を暴露

## 被告側、まともな反対尋問できず

1995年に放火殺人並びに保険金詐欺未遂事件で逮捕・起訴され、2016年8月に再審無罪となった青木恵子さんが、誤判原因究明と警察・検察の責任追及のためにたたかっている裁判で、6月2日、大阪地裁で青木さんの本人尋問がおこなわれました。

青木さんは、国賠裁判を起こした目的を問われ、「私が失った29年はもう二度と戻ってきません。無実が明らかになった今も警察・検察はその誤りを認めようとしていません。謝罪も一切ありません。もう二度と私のような冤罪犠牲者を生み出してほしくないという思いで提訴しました」と答えました。

取調べの実態については、連日の取調べで警察に怒鳴られ、体調を崩し、椅子から転げ落ちるという状態であったにもかかわらず、病院に行かせてもらえなかったと述べました。「自白」後、同房者から「本当にやってないんだったら、死んだ子どもはどう思うの」と言われ、もう二度と「自白」しないと思いついたと証言。

起訴されたとき、検察に「あなたを犯人だと思って起訴するわけではありません。弁護士と相談して一緒にたたかってください」と無責任極まりない言葉を掛けられたことを明らかにし、「有罪だと思わなかったら起訴するべきではない」と強く主張しました。「当時の私は、警察は市民の味方と思っていましたが、初めて取り調べを受けたときに、『自白』をとられるだけでなく、『自供書』も書かされた。そして今でも刑事は私を犯人と認めてい



ると言った。「こんな辛い思いは私だけで十分です。裁判長、分かりますか。(取り調べを)録音、録画をしたらすべてわかるんです。私と刑事、どちらが嘘を言っているのか。すべて自分たちの都合で証拠をでっち上げる。私はこんなひどい警察・検察を一生許しません」と怒りを込めて証言しました。

被告側からの反対尋問では、大阪府(警察)の代理人は、供述書について「これはあなたが全部書いたもので間違いないですか」と問うたのに対して、青木さんは「刑事に書かされた」と答弁。被告・国側(検察)の代理人からは、尋問すらありませんでした。 次回の口頭弁論は、9月16日の予定です。

(国民救援会大阪府本部版より)

## 東住吉冤罪事件・ホンダ損害賠償訴訟

# 最高裁が上告を棄却

東住吉冤罪事件で、自動車のガソリン漏れによって火災の原因となったことを受けて、青木恵子さんが自動車メーカーの本田技研工業に損害賠償を求めていた裁判で、最高裁第一小法廷(小池裕裁判長)は、6月24日、青木さんの上告を退けました。ホンダの賠償責任を認めない判決が確定しました。

大阪地裁で2016年に出された再審裁判の判決では、車のガソリンタンク燃料がもれて、風呂釜の種火に引火して火災がおきた可能性を否定できないと認定し、青木さんに無罪を言い渡していました。青木さんはこの判決を受けてホンダを提訴。しかし、一審、二審とも、損害賠償を請求する権利が消滅する 20 年の除斥期間が経過しているとして、請求を退けていました。

決定を受けて、青木さんは次のようにコメントしました。

裁判所は、私が放火したという間違った認定をして私を有罪にしました。間違った裁判所が、「20年たったから訴える権利はない」と言って私の訴えを聞かないのはおかしいと思います。私は、一審も二審も負けましたが、最高裁なら新しく判例をつくれると思っていました。今後、冤罪で有罪判決を受けた人が無罪になって、その責任を追及しようと訴えたときに、除斥期間を経過したから権利はないとされることが嫌でなりません。最高裁に判例を作ってもらいたかったという思いがあります。3月から毎月最高裁に赴き要請しましたが、何も伝わらなかったのは残念です。最高裁は絶望的だと思います。それでも裁判所を信じるしかないから闘わないといけないと思っています。警察の違法捜査や検察の違法な起訴を追及している国賠裁判のほうは、9月16日に大阪地裁で最終弁論があり、年度内には判決が出されると思います。正しい判断が出るものと信じています。最後までご支援をお願いします。



青木恵子さん  
(写真は2019年)

## 再審準備中事件オンライン交流会

# 加盟12事件51人が参加

布川の闘いに学び、当事者が交流



ZOOM を利用したオンライン交流会の様子

再審・えん罪事件全国連絡会は6月5日、国民救援会との共催で「再審準備中事件オンライン交流会」を開催しました。このとりくみは、連絡会加盟事件の半数以上が、条件が厳しいなかで再審をめざして準備中の事件であることから、弁護団の組織化や新証拠の発見などの悩みを共有して、再審請求へ踏み出すための糸口をつかもうという初めての試みです。交流会はインターネット会議システム ZOOM を使っておこなわれ、連絡会に加盟する12事件と2団体の51人が参加しました。

### 再審に後ろ向きな裁判官を変える運動の価値 山本弁護士が講演

午前の部は、布川事件で再審弁護団事務局長をつとめた山本裕夫弁護士が講演しました。

山本弁護士はまず、布川事件の証拠構造について解説。有罪認定の柱は、「犯行時間帯に現場周辺で桜井さんと杉山さんを見た」とする6つの目撃証言と、捜査機関に強要された二人の自白が相互に補強し合う関係になっているというもので、第一次再審では、死亡経過時間が自白と異なるとする鑑定意見書や、橋の上で二人を見かけたとする証言は誘導されたものだという目撃者の新証言などを新証拠としましたが、採用されず棄却されたと述べました。このとき、鑑定での一点突破では勝てないこと、自白と目撃供述の弾効が不十分だったことが教訓となりました。

そして第二次再審に向けて、あらゆる角度から全面展開で新証拠を開拓します。確定判決の疑問点について新証拠を提出し、総合評価を裁判官に迫りました。そのことは、証拠開示請求でも力を発揮しました。足で蹴って割ったとされた現場ガラス戸が自白通りに割れるのか、大映労組などの協力で映像化して自白の矛盾を明らかにしました。1996年11月に桜井さんと杉山さんが仮釈放されたことで、素手で自白のとおりの色をやった場合に指紋が検出されるかどうかの検証をおこなうことができ、これも新証拠としました。さらにバイクに乗って暗闇の中の二人の顔を識別できるかどうかの再現実験や、目撃証拠や殺害方法の検証も実施。自白の録音テープが開示されたことで、誘導された取調べの実態や、警察官が「テープは存在しない」としていた偽証が明らかになりました。さらに毛髪鑑定書の開示によって、二人のものがいないことも判明。山本弁護士は、「絶対の証拠がない事件、旧証拠が供述証拠だけの柔構造事件でも、旧証拠の脆弱性を指摘し、多数の新証拠を積み重ねて、開示証拠で旧証拠を動揺させることができれば勝てる」と強調。再審無罪の裾野を広げたと述べました。



講演する山本裕夫弁護士

そして、何が布川事件の再審再審無罪を導いたかについて山本弁護士は、「当事者の二人が真摯に行動し、困難にくじけず一貫して無実を主張したことが大きい」としました。また、弁護団会議を明るく発言しやすく充実したものになるよう運営したことや、当事者や支援者にも開かれた弁護団会議をすることにつとめたこと、互いを「〇〇先生」と呼ばず「〇〇さん」とすることで、弁護士同士が壁を意識しないようにするようつとめた工夫が紹介されました。

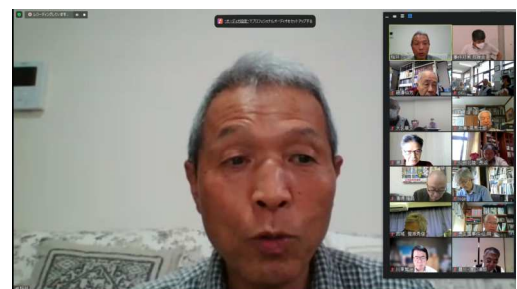
そして支援運動については、守る会と救援会の力が絶大だったと報告。支援者が弁護団会議に参加することで新たな論点を生み出してきたことや、長期にわたって支援を継続したことが大きいと評価しました。とくに「守る会はいろいろなものを出してくれた」として、声を出す(世論を喚起する)、金を出す(財政支援)、口を出す(弁護団会議に参加)、知恵を出す(弁護団会議で論点を生み出す)、人を出す(再現実験のスタッフ)、という5点を強調しました。

最後に、再審に後ろ向きな裁判官をどう変えるかについて山本弁護士は、裁判官の事実解明に対する責任感、社会の裁判に対する関心と批判の強さに応じて生まれるとし、ここに支援運動の価値があるとしました。さらに知的好奇心を刺激する弁護団の活動が必要だとし、そのうえで局面を切り開く証拠隠しの摘発が必要であり、できるだけ多くの論点に新証拠を置くこと、証拠の存在を浮き彫りにすれば裁判官の関心を刺激でき、関連性と必要性を説くことができること、客観的な科学的証拠を突破口にすることなどが重要だと話しました。

## 負けるのは、やり尽くしていないから 桜井さんが三者の団結を強調

布川事件をたたかった当事者として報告した桜井昌司さんは、自身と杉山卓男さんが、自分の体験を自分の言葉で社会に発信できたことが大きかったと強調。布川事件は、はっきりした証拠がないモヤモヤした事件だったが、それでも再審が通るという点では、さまざまな事件の目標になる事件だと思おうと述べました。

また、再審をめざしてたたかう事件について桜井さんは、「裁判に負けたとき、『弁護団はやり尽くした』と話す弁護士もいるが、



オンライン参加で報告した桜井昌司さん



やり尽くしていないから負けたと捉えるべきだろう。そんなときこそ、社会に向けて『どうにかできないか』と発信する必要があると思う。弁護団と支援者、当事者が力を出し合えば絶対に切り開く道はある」と激励しました。

## 弁護人の粘りと熱意が日弁連支援決定への近道 泉澤弁護士が報告

午後の部は、日弁連の支援決定の手続きと支援決定の効果について、日本弁護士連合会人権擁護委員会の再審部会の元部会長・泉澤章弁護士が報告しました。

泉澤弁護士は冒頭で、日弁連が冤罪事件の支援を決定する審査のフローについて説明。支援要請を受けて再審部会の委員1人ないし2人が予備審査をおこない、これを通過すると、複数の委員で記録をすべて読んで複眼的に調査をする本調査に入ります。ここで支援相当と決定されると、人権擁護委員会の常任委員会、全体委員会での審議、日弁連正副会長会の審議を経て、日弁連理事会で承認されて当該事件の再審を支援することになると説明。審査にあたっては、確定判決が誤判である可能性、新証拠が発見される可能性、日弁連が支援をおこなう必要性の点を考慮されたとしました。



講演する泉澤章弁護士

そのうえで、支援決定に至るポイントについて、泉澤弁護士は、事件の弁護人が持続して粘り強く事件のポイントとなる点を訴え、新証拠の可能性も十分にあることを熱を入れて説明すれば、部会の委員も説得することができる」と説明。審査をする委員と弁護人が深いコミュニケーションが取れば、支援については近づき、支援決定までの時間も短縮されるだろうと述べました。

そのうえで、支援決定に至るポイントについて、泉澤弁護士は、事件の弁護人が持続して粘り強く事件のポイントとなる点を訴え、新証拠の可能性も十分にあることを熱を入れて説明すれば、部会の委員も説得することができる」と説明。審査をする委員と弁護人が深いコミュニケーションが取れば、支援については近づき、支援決定までの時間も短縮されるだろうと述べました。

その後、参加者で質問・疑問を出し合いながら交流。朝10時から休憩を挟み午後4時までの長時間の交流を終えました。

終了後のアンケートでは、「弁護団と支援者が互いにリスペクトしあい、運動を進める意義についてもっと聞きたい」という意見や、「守る会の設立からの流れを詳しく知りたい」という希望がありました。また、「全国でたかかっている事件や、その活動を見ることができた。再審申立てを準備している事件の意見、悩みをもっと交流したい。次回も続けて」とする要望や、次回開催する際のテーマについては、「新証拠を見つける工夫やアイデア」、「三者の団結上の悩みの解決」、「守る会の体制や運営について意見交換したい」などの要望が寄せられました。事務局では、開催時期やテーマについて今後検討をつづけていきます。



再審法改正をめざす市民の会

# 結成2周年集会をオンラインで開く

元法曹三者のシンポジウム、冤罪犠牲者の鼎談など

再審法改正をめざす市民の会は5月20日、結成2周年の記念集会を開催しました。集会は、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言を受けて、インターネットの動画配信サイトYoutubeを利用して生配信されました。

## 無実の人が無罪になれる社会を作る——冤罪犠牲者が鼎談

第一部は、冤罪犠牲者の鼎談として、滋賀・湖東記念病院人工呼吸器事件の西山美香さん、大阪・東住吉冤罪事件の青木恵子さん、茨城・布川事件の桜井昌司さんの3人が当事者の立場から冤罪の苦しみを語り、再審法改正の必要性を訴えました。

鼎談は三つのテーマについて語られました。一つ目は、警察と検察の証拠隠しについて。3人は自身の体験を報告。これを受けて青木さんは、証拠は警察・検察の所有物ではなく、すべての証拠を見て裁判所が判断すれば、裁判所が判断を間違えることも



冤罪犠牲者にオンラインの鼎談の様子

も少なくなると訴えました。桜井さんは、検察官が公益の代表であって被疑者・被告人、冤罪に巻き込まれた人の代表でもあることを考えると、犯罪者を訴追する立場だけに立つこと自体が誤りだと指摘しました。

二つ目の検察の不服申し立てについては、西山さんも青木さんも、検察が再審開始決定に抗告したにもかかわらず、再審裁判で有罪立証をしなかったことを問題視。桜井さんは、「有罪立証しないなら無罪論告すべき。判断を裁判所に委ねるという態度は汚すぎる」と述べ、検察抗告が冤罪被害者に無駄な時間を強いていると強調しました。さらに青木さんは、自動車のガソリン漏れが事件の発端の火災の原因になったとして、自動車メーカーのホンダを相手に損害賠償請求をしたが、20年の除斥期間を過ぎているとして棄却されたことを紹介し、「検察の抗告がなければ3年半早く17年で出獄でき、ホンダ相手の裁判で負けるはずがなかった。それを考えると腹が立つ」と憤りました。

最後に、それぞれ警察と検察を相手に起こした国賠訴訟の決意について触れました。青木さんは、「国賠で自分が勝つことで、少しでも状況が変わり、いま闘っている仲間の力になればいい」と話し、西山さんは国賠を通じて証拠隠しの問題点などを訴えていきたいと話しました。まとめをした桜井さんは、「国賠で警察や検察は『適正に捜査した』と主張している。しかし、その“適正な捜査”が無実の人を犯人にしている実態がある。それなのになぜ国会も動かないのか。国賠を通して、無実の人が無罪になれる社会にしていきたい」と決意を語りました。

## 再審法改正は、すべての人に有益——法曹三者がシンポジウムで

第二部は、「再審法改正がなぜ必要か」と題してシンポジウムをおこないました。進行は映画監督で取り調べの可視化を決めた法制審議会の特別部会で委員を務めた周防正行さんがつとめ、パネリストに元裁判官で弁護士の木谷明さん、元検察官で弁護士の市川寛さん、弁護士で大崎事件弁護団事務局長の鴨志田祐美さんが列席しました。

司法関係者が再審についてどういう立場で見ているかについて、木谷さんは自身が

職権をフルに活用して再審事件に関わってきたことを話すも、一般的な裁判官としては、「できるだけ再審事件はかかわりたくないし、再審開始決定は出したくない」という傾向があると指摘。その理由として、過去の判断を覆すことによって最高裁から睨まれると考えており、その結果再審から逃げ腰だと述べました。

市川さんは、再審事件に関わったことはないが、検事の立場でどう考えるかを話すと前置きし、「検事にとって再審は一種の罰ゲーム」みたいなものだとしました。通常の裁判は立証計画を作るクリエイティブな面があるが、再審は決着がついているものだという感覚があるとしました。その理由として、「全ての結論は起訴した時に出ていく」という検察官特有の物の見方があると指摘。検察が公明正大に証拠を見て判断して有罪に間違いないから起訴したので、起訴後の裁判は「答え合わせ」でしかなく、まして最高裁で確定していれば答えは出ているという考えがあるから、再審担当になることは「苦勞が多い割に報われない」という思いがあると述べました。

また再審開始決定に対する検察の上訴について鴨志田祐美さんは、松橋事件の再審開始決定で検察が地裁、高裁と抗告したのに、再審公判では何も争わなかったことから、「いかに無駄な抗告だったかを如実に示している」と指定。一方、大崎事件の場合は地裁、高裁で検察の抗告が棄却されたのに最高裁が職権で再審開始決定を取り消して破棄してしまったが、その最高裁でさえ、検察の抗告には理由がないと述べたことを上げ、「検察の抗告に合理的に説明できる理由はない。制度としてあるからやっているにすぎない。そうであれば、法制度として抗告できないようにするのが合理的だ」と述べました。

討論を受けて周防さんは、「私たちが求める証拠開示、検察の不服申し立て禁止、再審手続きの整備は、弁護士や再審請求人にとって有益だが、裁判官や検察官にとっても有益で、みんなを楽にさせてあげるやり方だ。この三つの改革が重要だ」とまとめました。

集会ではこのほか、静岡・天竜林業高校成績改ざん事件や田園調布資産家殺人事件についての事例報告や、台湾で再審法の改正を尽力した元国会議員の尤美女(Yu Mei-nu) 弁護士からの激励メッセージ。事件当事者から滋賀・日野町事件の阪原弘次さん、静岡・袴田事件の袴田秀子さんから決意表明と支援の訴えがあり、国会議員からも連帯のメッセージが寄せられました。

結成2周年記念集会の様子はこちらからご覧いただけます。→

<https://youtu.be/2JOutfnG9h4>



オンラインでおこなわれたシンポジウムの様子



## 姫路・花田郵便局事件 —ジュリアスさんの再審の訴えを退けた大阪高裁決定に抗議する— 声 明

2001年に兵庫県姫路市で起きた郵便局強盗事件で、2人組の犯人の1人として懲役6年の刑を受けたナイジェリア人のジュリアスさん（仮名）が無実を訴え再審を求めている裁判について、大阪高裁第6刑事部（村山浩昭裁判長）は6月30日、弁護側の即時抗告を棄却する決定を行った。そして弁護側は、これを不服として7月3日、最高裁に特別抗告を行った。私たちは不当決定に強く抗議するとともに、弁護側を支援し、最高裁でジュリアスさんの再審を実現するべく全力をあげることを表明する。

本件では、被害金、犯行車両、着衣など、犯人の遺留品のほとんどがジュリアスさんの借りていた倉庫で発見され、倉庫内で抛隠滅を行った形跡があることからジュリアスさんが疑われた。しかし間もなく、倉庫で働いていた従業員が自首し、①共犯者は別のナイジェリア人であること、②犯行日、倉庫は開いていたのでジュリアスさんに無断で車を使用し金品を隠したことを証言した。即ち、会社の従業員が、職場の道具を使って犯罪を犯し、社長に断りなく、盗品等を職場に隠したという構図である。

本件に直接証拠はない。しかし確定判決は、ジュリアスさんの関与なしに金品を倉庫に隠すことは「容易ではない」ことを「間接事実」に挙げ、このことから犯人性が「強く推認」されるとして有罪認定した。しかし、「容易ではない」ことを示す証拠はない。それは「事実」ではなく裁判官の推認に過ぎない。

つまり、「(倉庫の無断使用が) 容易ではない」という認定を支える証拠がないまま、その「推認」を基礎として犯人性の「推認」をしているのが確定判決である。

白鳥、財田川決定に従えば、こうした脆弱な証拠構造をふまえた上で、新証拠を加え検討すべきである。

新証拠である複数の人の証言、陳述は、扉を開けっ放しにして留守にしているので声をかけたことがあるとか、訪問すると大概倉庫の扉は開いていて人が入れ替わりやって来た、という目撃や体験を語っている。

今回の決定は結論としてこれらの信用性を否定したが、その理由について、陳述の内容ではジュリアスさんの不在時の立ち入りの許諾や「鍵の管理状況等について、一切明らかになって（いない）（21頁）」からだとして述べている。証拠上、管理状況がどうだったか分からないというのであれば、百歩譲っても、ジュリアスさんの関与が必須であるとの証明もないのであり、有罪認定の柱は動揺する。それでも棄却したのであるから、「管理状況は「一切明らかでない」が、無断使用は「容易ではない」はずだ」という理屈である。

また、犯人2人が使用した目出し帽やエアガンの箱など、犯人の遺留品からジュリアスさんのDNA、毛髪、指紋は一切、発見されていないが、このことが複数の新証拠でいっそう明らかにされた。しかし決定は、DNAや毛髪は、「必ずしも…検出されるとは限らない（38頁）」、指掌紋は、「検出されないからといって実行犯人性を否定するまでのことはない（48頁）」と、証拠の脆弱性を自認し、開き直っている。

決定は、旧証拠について、「申立人の実行犯人性を推認させる間接事実が同時に多数存在することは、実行犯でなければ合理的に説明することができないか、少なくとも説明が著しく困難である（51頁）」としながら、その一方で新証拠については、「(有罪の) 推認を動揺させる方向の間接事実は、同時にそれが起きたとしてもあながち不自然、不合理とまではいえ（ない）（51頁）」として有罪を維持した。

このように大阪高裁決定は、倉庫の使用にジュリアスさんの関与が必須であることの証明がないことを認め、かつ「(有罪の) 推認を動揺させる方向の間接事実」が同時に複数、示されていることも認めながら有罪を維持した。これは、新旧証拠の総合評価の体裁を装いつつ、白鳥・財田川決定に反する卑怯な決定である。

私たちは、本件の再審を求めるとともに、国外への退去強制令書の執行でジュリアスさんと未成年の子どもを含む家族が引き離されることのないよう、法務大臣に在留特別許可を求めることを表明する。

2021年7月4日

ジュリアスさん（仮名）を守る会  
日本国民救援会兵庫県本部  
日本国民救援会中央本部



## 会費・賛助カンパの納入

## ありがとうございました！

田中輝和さん、川原一行さん、小田中聰樹さん、久保智史さん(他4人分)



---

### 今後の主な日程

- ▼7月28日(水) 名張毒ぶどう酒事件要請行動 午後2時 名古屋高裁、高検
- ▼8月26日(木) 名張毒ぶどう酒事件要請行動 午後1時30分=名古屋高裁、高検
- ▼8月27日(金) 午前11時 布川国賠判決 東京高裁101号法廷 終了後、日比谷図書文化館 日比谷コンベンションホールで記者会見を兼ねた報告集会
- ▼8月30日(月) 静岡・袴田事件三者協議 午後1時30分 東京高裁
- ▼9月9日(木) 鹿児島・大崎事件三者協議 鹿児島地裁
- ▼9月10日(金) 名張毒ぶどう酒事件 死刑判決52年行動 名古屋高裁前 12時15分~12時35分 13時30分=名古屋高裁要請、15時=名古屋高検要請
- ▼9月16日(木) 東住吉冤罪事件国賠 大阪地裁 午後1時30分
- ▼9月18日(土) 日野町事件無罪判決をめざす9・18市民集会(仮) 14時 大阪弁護士会会館大ホール